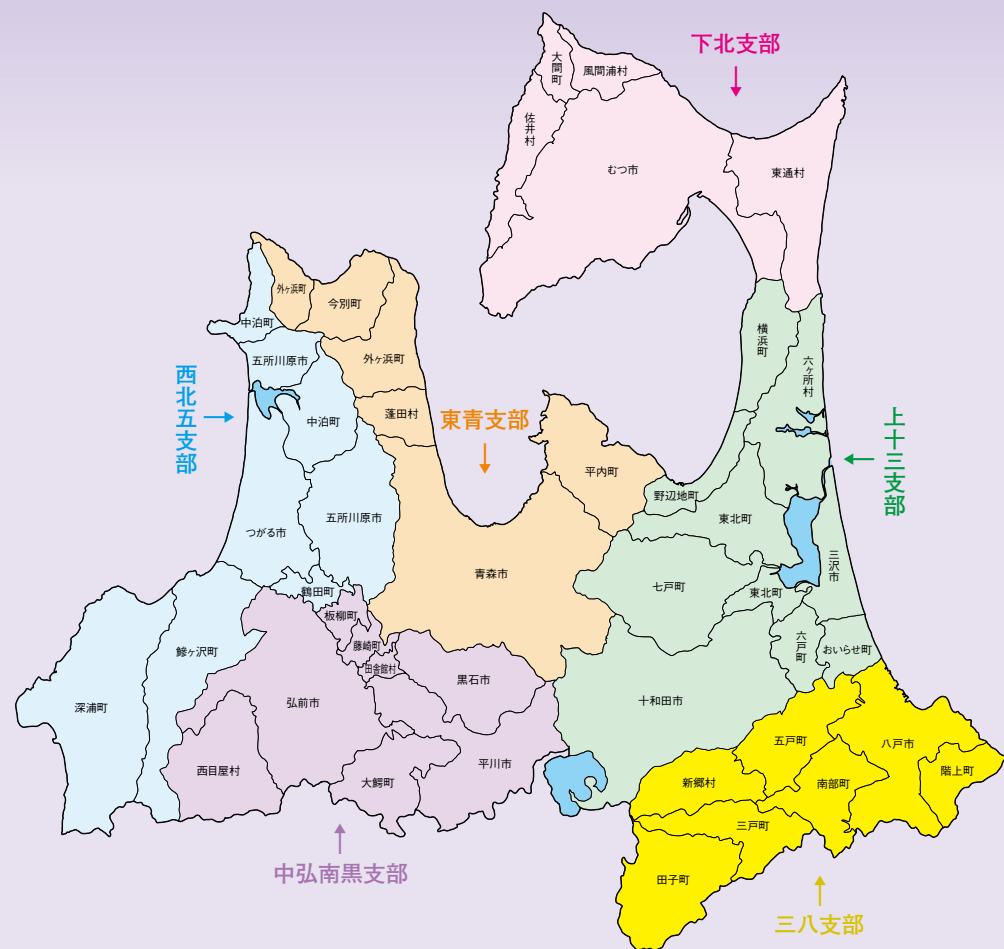


さんばい
あおり



復元北前型弁才船「みちのく丸」

一般社団法人 青森県産業廃棄物協会

〒030-0802 青森市本町五丁目5-21 青森県農業共済会館2F

TEL 017-721-3911 FAX 017-721-3838

ホームページ <http://www.aosanpaikyou.or.jp> E-mail info@aosanpaikyou.or.jp

一般社団法人 青森県産業廃棄物協会

広告協賛企業(順不同)

(株)アラスカ	(後-8)	(三八支部)	
(東青支部)		(株)庄司興業所	(前-2)
豊産管理(株)	(前-3)	(有)マモル商運	(前-4)
(株)大坂組	(前-3)	第一清掃(株)	(後-1)
大矢建設工業(株)	(前-2)	環境技術(株)	(後-3)
(株)西田組	(後-2)	(株)ウィズウェイトジャパン	(後-2)
(有)東奥化学	(後-4)	(有)柏崎清掃社	(後-6)
(株)青森資源	(後-5)	(有)小沢土木	(後-7)
		(上十三支部)	
(中弘南黒支部)		(株)みどり	(前-4)
(株)丸勝小野商事	(前-1)		
(株)丸源産業	(後-4)	(下北支部)	
(株)兼建興業	(後-3)	(株)青森クリーン	(後-5)
(有)東北クリーン	(後-4)	菊池トラック(株)	(後-4)
北砲興発(株)	(後-1)		
(株)青南商事	(後-7)	(賛助会員)	
		環境保全(株)	(後-3)
(西北五支部)		MCCユニテック(株)	(後-6)
(株)伊藤鋳業	(前-1)		

表紙写真の説明

野辺地町提供

復元北前型弁才船「みちのく丸」

江戸時代から明治期にかけて日本の海運を支えた大型木造船を当時そのままの姿で再現したものです。船大工16名によって建造され、平成17年に完成しました。平成26年3月に野辺地町が譲渡を受け、平成30年4月野辺地漁港（常夜燈公園）に陸揚げされています。



The ALASKA Wedding



アラスカグループ

- ★ ウェディングプラザ アラスカ
- ★ ホテル アベスト 青森
- ★ 回転鮎処 あすか



アラスカ 〒030-0801 青森市新町1-11-22
 TEL017 (723) 2233 FAX017 (723) 2361
<http://www.alaskajapan.com/>

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
 国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくは
 ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

さんばいあおもり 第67号

平成30年8月発行
 編集
 発行

「さんばいあおもり」広報啓発委員会
 一般社団法人青森県産業廃棄物協会
 〒030-0802

青森市本町五丁目5-21
 青森県農業共済会館2F
 電話 017 (721) 3911
 FAX 017 (721) 3838

ホームページ <http://www.aosanpaikyou.or.jp>
 Eメール info@aosanpaikyou.or.jp

発行人
 編集協力・製作

天内修
 ワタナベサービス株式会社

自然を守ろう、クリーンな津軽

家屋解体から焼却まで!!

産業廃棄物中間処理業
青森県許可
(許可番号 0240018217)
収集運搬・破碎・選別
特定建設業・運送業



株式会社 小野商事

代表取締役 小野 智史

■本社・中間処理場

〒038-1111 青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35
TEL. (0172) **58-2054** FAX. (0172) **58-2007**
E-mail info@o-sh.co.jp URL http://www.o-sh.co.jp

■エコプラント カワベ

〒038-1141 青森県南津軽郡田舎館村大字川部字富岡1-19
TEL. (0172) **58-4051** FAX. (0172) **58-4057**



有害から無害へ、

無用から有用へ。

私達の目指す環境へ!



住みよい郷土を拓く

総合建設業

産業廃棄物処理業
下水道維持管理業



株式会社

伊藤 鋤 業

代表取締役社長 増田 教正

〒038-3151 青森県つがる市木造若竹13番地

TEL (0173) 42-2279 (代) FAX (0173) 42-5140

青森事務所 TEL (017) 735-9051

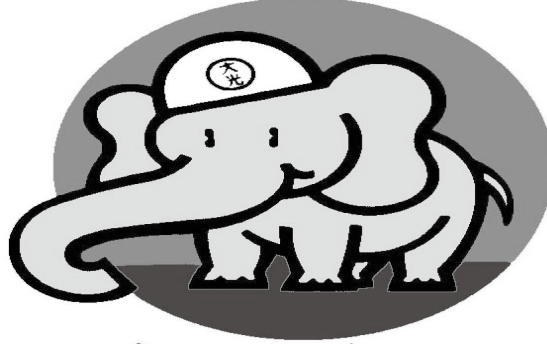
FAX (017) 723-3577

仙台事務所 TEL (022) 374-8702 (FAX兼用)

アスファルト つがる市木造館岡上沢辺143-107

合材センター TEL (0173) 45-3204 (代)

求められているのは自然環境を生かした
感動を呼ぶ街づくりです



大矢建設工業株式会社

本社：〒030-0152 青森市大字野沢字川部63番地
TEL 017-739-5224 FAX 017-739-5145
ホームページ…<http://www6.ocn.ne.jp/~ooyaken/>
E-mail…ooyaken@poem.ocn.ne.jp (営業部)
ooyaken@esc.ocn.ne.jp (総務部)

荒川事務所：〒030-0111 青森市大字荒川字品川126-1
TEL 017-739-5205 FAX 017-739-6848

産廃計量所：〒030-0152 青森市大字野沢字川部8-1
TEL 017-739-0935



ISO14001認証取得
産廃処理工場

許可所持県（収集運搬業）
青森県 秋田県 岩手県 宮城県
福島県 東京都 千葉県 埼玉県
神奈川県



環境にやさしい工事と 廃棄物の再資源化を目指します

解体工事 ⇒ 産業廃棄物収集運搬
中間処理リサイクル ⇒ 最終埋立処分まで



私たちは、地域と地域の
連携に配慮した事業者です
エコアクション21
認証番号 0012292

株式会社 庄司興業所



特定建設業

一般・産業廃棄物の収集運搬・処理・処分と解体土木工事

青森県八戸市大字櫛引字井ヶ月1-44

TEL 0178-27-1328 FAX 0178-27-3576



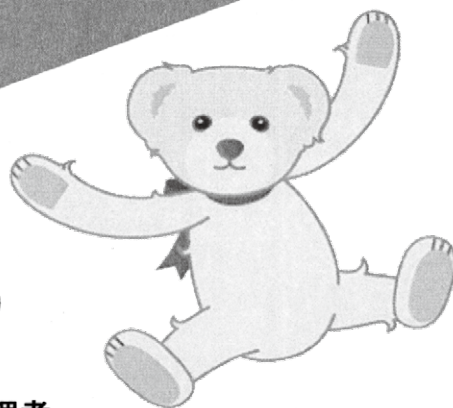
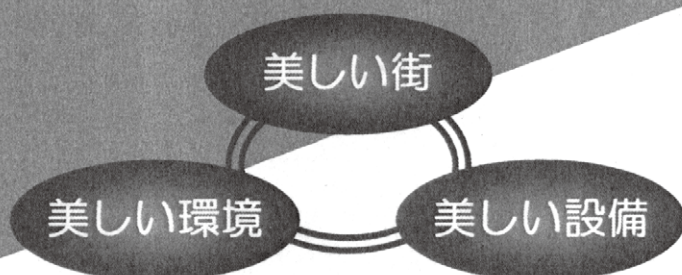
一般社団法人
青森県産業廃棄物協会会員



一般社団法人
青森県解体工事業協会会員

【URL】<http://www.syouji.jp>

環境 / ISO14001 認証取得



県営スケート場、県営住宅青森・弘前地区指定管理者

産廃収集運搬・中間処理／下水道維持管理／排水管・貯水槽清掃／施設管理

豊産管理株式会社

本社 〒030-0852 青森市大野字前田 21-11 TEL 017 (729) 3711

青森営業所 〒038-0031 青森市三内字沢部 353-273 TEL 017 (782) 5851

弘前営業所 〒036-8072 弘前市清野袋一丁目 11-7 TEL 0172 (34) 9393

ホームページ <http://www.housan.co.jp/>

もっと素敵に、環境創造

総合建設業



株式会社

大坂組

代表取締役社長

大坂 憲一

〒030-0933

青森市大字諏訪沢字岩田 51-1

電話 (017) 726-2461

FAX (017) 726-7009

運輸部 (017) 726-7007

大坂組

検索



青森県産業廃棄物協会会員 八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会会員

産廃収集運搬/00200004634 一般/八戸市/十和田広域

産廃処分/12220004634 南部町/階上町

一般・産業廃棄物収集運搬

(有)マモル商運

八戸市尻内町字下毛合清水5-1

☎(0178)28-8510



未来へつなぐ *Field Artist*

株式会社 みどり

URL <http://www.kkmidori.co.jp>

みどり 十和田市

検索



〒034-0041 青森県十和田市大字相坂字高清水78番地455

TEL (0176)23-9199 FAX (0176)23-9394

代表取締役 岡田 寛 紀

【営業種目】

☐ 総合建設業

☐ 一般貨物自動車運送事業

☐ 産業廃棄物処理業

☐ 古物商

☐ 一般廃棄物処理業



エコアクション21[®]
認証番号0009856

就任ご挨拶

- 青森県環境生活部長 三浦 朋子 氏・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 青森市環境部長 八戸 認 氏・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

協会ニュース

- 第7回通常総会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ・会長挨拶
 - ・平成30年度（一社）青森県産業廃棄物協会会長表彰の受賞者
- 平成30年度事業計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 平成29年度第2回役員セミナーの開催・・・・・・・・・・・・ 13
- 役員視察研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 理事会・委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

行政ニュース

- 青森県の平成30年度廃棄物行政関係予算・・・・・・・・・・・・ 17
- 平成30年度廃棄物行政担当者・・・・・・・・・・・・ 18

連合会ニュース

- （公社）全国産業資源循環連合会第8回通常総会の開催・・・・・・・・ 20
 - ～当協会会員の全国産業資源循環連合会会長賞の受賞者～

支部だより

- 平成30年度各支部総会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 解体工事現場パトロールに参加・・・・・・・・・・・・ 22
- 東青支部活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

青年部会だより

- 平成30年度通常総会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 平成30年度北海道・東北ブロック協議会総会の開催・・・・・・・・ 24

あおもり循環型社会推進協議会だより

- 平成30年度役員会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 平成30年度通常総会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 平成30年度役員体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 平成30年度不法投棄防止・撤去推進キャンペーン実施計画・・・・・・・・ 26

行政情報などお役立ち情報・気になる情報

- マニフェスト・スマートプラス・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業（補助金）・・・・ 28
- 先進環境対応トラック・バス導入加速事業（補助金）・・・・ 32
- 建築物の解体時等における残置物の取扱いについて・・・・ 34

事務局だより

- 中嶋課長「青森を愛する人2018」に紹介・・・・・・・・ 43
- 「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針案」に意見提出・・・・ 44
- 平成30年度「許可申請に関する講習会」等の開催日程・・・・ 45
- ご活用ください！！「防災協定に関する証明書」「社会貢献に関する証明書」・・ 47
- 新規入会会員の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 事務局からのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- マニフェスト・電子マニフェスト産業廃棄物送り状購入申込書・・・・ 50

平成30年4月の人事異動で青森県環境生活部長に三浦朋子氏が就任されました。

就 任 ご 挨 拶



青森県環境生活部長

三浦 朋子

本年4月の人事異動により、環境生活部長に就任しました三浦です。

一般社団法人青森県産業廃棄物協会及び会員の皆様には、日頃から生活環境の保全と県の廃棄物行政の推進に多大な貢献と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、県では、東日本大震災において災害廃棄物の処理に混乱が生じた教訓を踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止する観点から、本年3月に、「青森県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画において、県は、災害廃棄物処理対策のため組織体制を整備し、市町村、関係機関・関係団体と連携した情報収集・連絡体制や広域的な処理に向けた協力・支援体制、教育訓練体制を整備するとともに、市町村の災害廃棄物処理対策を支援することとしており、貴協会との間で「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、御協力いただいているところです。

また、「第5次青森県環境計画」では「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を目標に掲げ、本県の豊かな環境を次世代へ引き継いでいくため、省エネルギーやごみ減量化の取組などを進めています。

このような中、日頃から廃棄物の適正処理や再生利用等に積極的に取り組まれている貴協会及び会員の皆様の役割が、極めて重要であると考えております。

今後とも、産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進をはじめ、県民及び事業者に対する普及啓発や指導相談等に関する各種事業の展開を通して、県の環境行政の推進に、より一層の御協力と御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、青森県産業廃棄物協会のますますの御発展と会員の皆様の御活躍をお祈り申し上げます、就任の御挨拶といたします。

平成30年4月の人事異動で青森市環境部長に八戸認氏が就任されました。

就 任 ご 挨 拶



青森市環境部長

八戸 認

本年4月の人事異動で青森市環境部長に就任した八戸でございます。

一般社団法人青森県産業廃棄物協会及び会員の皆様におかれましては、本市の廃棄物行政について、常日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、協会の設立以来、産業廃棄物処理業界の公益団体として、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等の推進、さらには関係機関と連携した不法投棄廃棄物の撤去活動など生活環境の保全と公衆衛生の向上に大きく貢献してこられたことに対し、深く敬意を表するところで。

我が環境部は、大きく分けて、環境行政、廃棄物行政、清掃行政、下水道行政の各部門で構成されております。

具体には、環境行政では閉鎖性が強い水域である陸奥湾の環境保全、廃棄物行政では適正な廃棄物処理の促進や不法投棄防止対策、清掃行政ではごみの減量化やリサイクルの促進、下水道行政では下水道整備を通じた水域保全など、各種施策の展開を図ってきているところであります。

とりわけ、貴協会と関係の深い廃棄物行政については、処理技術等の進歩により、これまで廃棄物として処理されてきた物のリサイクル化が時代の変化とともにますます進んできているため、より適正な廃棄物処理が求められてきております。

さらには、住民の環境保全意識の高まりからも、ごみの不法投棄防止対策も重要な施策となっており、本市においても、独自にパトロール強化週間を設け、夜間・早朝・休日の監視パトロールを実施しているところで。

本市は平成18年10月の中核市移行を契機に、それまでの一般廃棄物に加え、産業廃棄物に関する事業も担ってきておりますが、今後とも県内における産業廃棄物処理業界の牽引役である貴協会をはじめとした関係機関と連携を図りながら、産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止対策により一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、是非ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念して、就任のご挨拶といたします。



◆ 第7回通常総会の開催

日時 平成30年5月30日（水）午後4時

場所 青森市：ウェディングプラザアラスカ

第7回通常総会次第

- 1 開 催 宣 言
- 2 会 長 挨 拶
- 3 表 彰
- 4 受賞者代表謝辞
- 5 来 賓 祝 辞
- 6 議 長 選 任
- 7 議事録署名人選任
- 8 議 事

第1号議案 平成29年度事業報告並びに平成29年度収支決算承認の件
平成29年度監査報告

報 告 事 項 平成30年度事業計画並びに平成30年度収支予算に関する件

- 9 閉 会 宣 言



天内会長挨拶

◆ 平成30年度総会会長挨拶

一般社団法人青森県産業廃棄物協会平成30年度総会開催のご案内をいたしましたところ、ご来賓の皆様はじめ多数の会員各位のご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

当協会は、一般社団法人に移行して7年目を迎えます。昨年度は大きな問題も無く、また、会員皆様のご協力を受けながら、精力的に各種事業に取り組んで参りました。その結果、いずれの事業とも順調に推進され、地域社会の期待と信頼に応えるとともに、協会に求められる社会的使命を果たすことができたものと考えております。改めて会員の皆様のご労苦、ご協力に感謝申し上げる次第です。

産業廃棄物処理業界は、一昨年のダイコウ問題を契機としてより一層のコンプライアンスが求められております。業界の違いはありますが、昨年は、自動車メーカーにおける無資格検査員による完成検査や金属メーカー、金属メーカー子会社による性能データ改ざんなどの問題が発生しました。産業界全体の問題として、コンプライアンスはもとより、会社経営、危機管理のあり方が厳しく問われる状況にあります。

さて、公益社団法人全国産業廃棄物連合会の名称が、本年4月1日から公益社団法人全国産業資源循環連合会に変更になったところです。連合会では、この名称変更を機に産業廃棄物処理業の振興と循環型社会の形成に資する取組を一層進めていくこととしています。循環型社会の実現のため、産業廃棄物業界が担う役割は重要になっており、産業廃棄物を処理・処分する単なる「受け手」から、産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する「創り手」へと変わっていくことが求められています。

また、産業廃棄物業界は、非常災害時において地方公共団体が実施する災害廃棄物処理の協力など公的な役割も期待されています。

県においては昨年度「青森県災害廃棄物処理計画」を策定したところです。大規模な自然災害が全国各地で発生しており、災害発生時の災害廃棄物処理支援に向けた行政との連携強化と態勢整備に取り組むことが求められています。

さらに、県では、解体工事等に伴い発生する建設系廃棄物の適正処理に向けた「建設系廃棄物適正処理推進行動指針」を策定中とのことです。同指針では、当協会を含む関係団体及び産業廃棄物処理業者等の役割、取組み等が定められるものと聞いております。

このような業界に対する期待に応えるため、協会としては「地域社会と県民から信頼される青森県産業廃棄物協会」という理念をしっかりと継承しつつ、会員の皆様のご支援とご協力を頂戴しながら、諸課題に取り組んで参りたいと考えております。

本日の総会においては、本会の運営に功績が顕著であった功労者6名、産業廃棄物処理事業の発展に寄与した優良事業所4社、事業従事者として他の従事者の模範となる優良従事者8名の方々の表彰をさせていただきます。会員皆様とともにお祝いしたいと存じます。

最後に、本日の総会が円滑に運ばれますようご協力をお願いするとともに、ご来賓の方々、会員皆様のご健勝とご繁栄を祈念申し上げ、開会に当たってのご挨拶といたします。

平成30年5月30日（水）、青森市内ウェディングプラザアラスカにおいて、一般社団法人青森県産業廃棄物協会第7回通常総会が開催されました。

来賓として、青森県環境生活部長 三浦朋子様、青森市環境部長 八戸認様（代理・竹内芳参事）及び八戸市環境部長佐藤浩志様（代理・大久保邦男次長）のご臨席を賜り、会員の皆さんが多数出席の下、盛大に開催されました。

♣ 会長挨拶と表彰

司会者による開会宣言の後、会員総数311人中、本人出席87人及び委任状提出194人の合計281人で、定款に定める定足数に達していることが報告され総会が開始されました。

はじめに天内会長から開会挨拶が述べられた後、会長表彰が行われ

○ 功労者6人 ○ 優良事業所4社 ○ 優良従事者8人
に対して天内会長から表彰状と記念品が授与されました。

これに対し、受賞者を代表して

（株）ナガイ 長井毅 氏から謝辞が述べられました。



功労者表彰受賞者の皆さん



代表受賞者の長井毅さん



優良事業所受賞者の皆さん



代表受賞者の㈱東通運輸様



優良従事者受賞者の皆さん



代表受賞者の田中晴樹さん



代表謝辞の長井毅さん

♣ 来賓祝辞

引き続き、青森県環境生活部長 三浦朋子様、青森市環境部長 八戸認様（代理：環境部参事 竹内様）、八戸市環境部長佐藤浩志様（代理：環境部次長大久保様）から祝辞を頂戴しました。



青森県環境生活部 三浦部長



青森市環境部 竹内参事



八戸市環境部 大久保次長

♣ 議案審議

その後、議長として須郷副会長が選出され、また、議事録署名人として2人が指名された後、審議が行われ、提案された第1号議案は全会一致で承認されました。次いで事務局から報告事項として、平成30年度事業計画並びに平成30年度収支予算に関する件について説明が行われ議事は滞りなく終了しました。



須郷議長



審議の様子

♣ 懇親会

総会終了後に行われた懇親会では、天内会長の挨拶に続き、来賓の青森県知事三村申吾様（代理：青森県副知事 佐々木郁夫様）青森市長小野寺晃彦様及び県議会議員森内之保留様から祝辞を頂戴し、参議院議員滝沢求様からのご祝電を披露した後、滝沢求様代理の奈良岡修一様による乾杯の発声で懇親会が始まり、終始和やかに懇談が交わされ、盛況のうちに終了しました。



天内会長の挨拶



佐々木副知事の祝辞



小野寺青森市長の祝辞



森内県議会議員の祝辞

◆ 平成30年度（一社）青森県産業廃棄物協会会長表彰の受賞者

この度の通常総会の席上、産業廃棄物処理業の功労者、優良事業所、優良従事者として当協会会長表彰を受賞されました皆さま及び事業所は、次のとおりです。

受賞された皆様に心よりお慶び申し上げます。

■ 功労者表彰（6人）

（敬称略）

支部名	被表彰者氏名	事業所名・役職名
東 青	長 井 毅	(株) ナ ガ イ 取 締 役 会 長
中弘南黒	長 見 範 孝	(株) マ ル 長 代 表 取 締 役
西 北 五	和 島 隆 志	(株) 和 島 組 代 表 取 締 役
三 八	伊 藤 智 之	(有) 伊 藤 商 事 代 表 取 締 役
上 十 三	大 島 重 篤	クリーン環境開発(株) 取締役常務執行役員
下 北	今 功	(有) グ ル ッ ペ 代 表 取 締 役

■ 優良事業所表彰（4事業所）

（敬称略）

支部名	被表彰事業所名	業 種
東 青	(株) 青 洋 建 設	収 集 運 搬 業
中弘南黒	(株) 片 山 組	収集運搬業・中間処理業
上 十 三	附 田 建 設 (株)	収 集 運 搬 業
下 北	(株) 東 通 運 輸	収集運搬業・中間処理業

■ 優良従事者表彰（8人）

（敬称略）

支部名	被表彰者氏名	事業所名・役職
東 青	倉 内 順三郎	丸 喜 (株) 齊 藤 組 部 長
東 青	工 藤 幸 人	(株) 木 村 建 設 工 事 課 長
中弘南黒	細 川 弘 美	(株) 藤 林 商 会 課 長 補 佐
西 北 五	成 田 伸 人	(株) 協 同 開 発 舗 装 工 場 長
三 八	田 中 晴 樹	八 戸 セ メ ン ト (株) 環 境 課 長
上 十 三	中 村 寿 行	(株) 十 和 田 ビ ル サ ー ビ ス 業 務 課 長
上 十 三	橋 場 信 幸	(株) 工 組 工 事 部 長
下 北	豊 野 雅 敏	(株) 青 森 ク リ ー ン 事 業 部 次 長

◆ 平成 30 年度 事業計画の概要

一般社団法人青森県産業廃棄物協会は、平成24年4月1日にそれまでの公益法人から一般社団法人に移行し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、産業廃棄物の適正処理をはじめ産業廃棄物処理業に係る諸課題に対応するための各種事業を実施してきました。

平成30年度においても、産業廃棄物処理業界を巡る動向に適切に対応できるよう事業を積極的に展開するとともに、定款第4条に定める事業を実施します。

I 産業廃棄物適正処理推進事業（公益的事業）

公衆衛生の向上及び生活環境の保全に寄与し、県民の快適な生活に貢献することを目的に、産業廃棄物の不法投棄防止や適正処理を推進するため次の事業を実施します。

(1) マニフェスト普及啓発頒布事業

マニフェスト制度の適切な実施に向けてマニフェストの頒布及び普及促進を図ります。マニフェストの頒布等に当たっては、必要に応じてマニフェストシステムに関する冊子、パンフレットを配付し、排出事業者、産業廃棄物処理業者等に広く周知を図ります。

(2) 不法投棄防止撤去推進キャンペーン事業

あおもり循環型社会推進協議会からの依頼を受け、不法投棄防止撤去推進キャンペーンを実施します。不法投棄廃棄物の撤去には、県職員や関係市町村職員、地域住民等も参加し、協会会員は各支部ごとに、重機や運搬車両等を提供して行います。廃棄物の撤去場所に「不法投棄監視区域」と記載した監視看板を設置します。

(3) 不法投棄防止のための監視パトロール事業

県内数地区で、協会会員が各支部ごとに県、市町村、警察等と連携し、不法投棄される可能性のある場所のパトロール活動を行います。

(4) 解体工事現場パトロール事業

県内数地区で、協会会員が各支部ごとに青森県等と連携し、解体工事現場パトロールを行います。

(5) 災害廃棄物処理支援事業

当協会と青森県が平成20年3月19日に締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」及び平成20年12月18日に制定した「災害対策実施要領」に基づき、災害廃棄物処理支援体制を構築していきます。

協会員には、防災協定に関する証明書を発行します。

(6) 調査研究事業

必要に応じて、（公社）全国産業資源循環連合会の各委員会・部会等と連携して、各業態ごとの課題を整理し、産業廃棄物処理の改善、高度化等に向けた検討をします。

(7) 研修指導事業

産業廃棄物適正処理の一層の促進を図るため、管理者研修会、実務担当者研修会等を開催します。

実務担当者研修会では、支部ごとに研修会を開催し、関係機関の協力を得ながら、産業廃棄物の適正処理に関する実務及び技術の普及向上を図ります。

(8) リサイクル関係セミナー開催事業

あおもり循環型社会推進協議会の業務依頼を受けてセミナーを開催します。

(9) 適正処理に関する相談事業

県民、排出事業者、処理業者からの相談に対して指導・助言します。相談の内容によっては行政へ確認の上、適切に回答します。

(10) 普及啓発事業

ホームページの更新・充実を図り、県民・排出事業者等に向けて産業廃棄物の適正処理推進のため情報を発信します。

また、青年部が実施主体となって小学生等に対して、産業廃棄物適正処理、リサイクルの重要性等に関する環境学習支援事業を行います。

Ⅱ 共益事業（会員への業務支援、関連団体への協力、組織強化及び会員間の情報交換事業）
--

産業廃棄物処理業界の健全な発展に寄与するため、会員業務支援事業、（公社）全国産業資源循環連合会等の関連団体への協力事業、廃棄物処理に関する情報収集・情報交換事業、当協会の運営に功績顕著な者の表彰事業、啓発資料の作成・配布及び組織の強化・活性化事業を行います。

(1) 表彰事業

会員を対象に、産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて公衆衛生・環境保全の向上に寄与し、又は業界の発展に貢献のあった個人・事業所等に対し、総会等において表彰を行います。また、県知事表彰や大臣表彰などの各種表彰に該当者を推薦します。

(2) 産業廃棄物処理業許可期限（更新）通知事業

産業廃棄物処理業の許可期限切れを防止するため、許可期限前6ヶ月前の該当会員に対し、その旨を事前に通知します。なお、青森県・中核市以外から取得した許可についても通知し、会員サービスの向上に努めます。

(3) 啓発資料の斡旋・配付事業

必要に応じて、廃棄物の適正処理、不法投棄防止啓発、マニフェスト等に関する冊子、チラシ等を配付します。

(4) 協会誌発行事業

産業廃棄物の適正処理についての各種情報を的確に伝えるため、会報「さんぱいあおもり」を年2回発行し、会員及び行政機関等に配付します。

(5) 産業廃棄物収集運搬車両表示ステッカーの頒布事業

会員の産業廃棄物処理業務の利便性を図るために、産業廃棄物の収集運搬車両に表示する法律に準拠した車両ステッカーを頒布します。

(6) 労働安全衛生事業

労働災害根絶に向けて会員に対し労働安全衛生に関する情報を提供し、産業廃棄物処理業者の労働安全衛生意識の向上を図ります。

(7) 講習会事業

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会について、同センターの協力機関として、受講の手引きの配付、受講の相談窓口、受講申請書の受付、会場設営

を行います。

(8) 廃棄物処理に関する情報収集・情報交換事業

産業廃棄物と環境を考える全国大会（主催：（公社）全国産業資源循環連合会等）、全国産業資源循環連合会正会員会長会議、北海道・東北地域協議会等に参加し、産業廃棄物適正処理等に関する情報収集・情報交換を行います。

(9) 組織強化活性化事業

組織の強化活性化を図るため、当協会に未加入の許可業者及び排出事業者を対象に入会を勧誘します。

(10) 反社会的勢力排除に関する啓発事業

会員の企業防衛、危機管理のために、不当要求防止責任者講習会受講の周知等反社会的勢力の排除に向けた啓発を行います。

Ⅲ 管 理 事 業

(1) 総会、理事会開催事業

協会運営の基本となる総会、理事会等を開催します。

理事会を年数回開催します。また、支部との交流を深めるため、年1回は理事会開催会場を各支部持回りとし、支部役員がオブザーバーとして出席することができます。平成30年度担当支部は、三八支部です。

(2) 委員会・部会の開催

必要に応じて各委員会、部会を開催します。

また、（公社）全国産業資源循環連合会の各委員会、部会と連携して産業廃棄物の適正処理等についての調査研究のための会議を開催します。

(3) （公社）全国産業資源循環連合会、北海道・東北地域協議会等関係事業

（公社）全国産業資源循環連合会、北海道・東北地域協議会等の関係団体からの情報を収集し、会員に「ホームページ」や「さんばいあおもり」により周知します。

(4) 事務局運営事業

協会運営に必要な事務局の運営を行います。

支部との連携を密にするため、支部事務局担当者会議を支部持回り開催としており、平成30年度は中弘南黒支部の担当です。

◆ 平成29年度役員セミナーの開催

- 1 開催日 平成30年3月15日（木）
- 2 開催場所 青森市ウェディングプラザアラスカ
- 3 講師 地方独立行政法人青森県産業技術センター工業総合研究所
環境技術部 研究管理員（工学博士）菊地 徹 様
- 4 テーマ 環境にやさしい技術支援の最前線
- 5 受講者 協会役員19人



菊地講師



熱心に耳を傾けて

菊地講師から、資料を使って青森県産業センター工業総合研究所の紹介があったあと、

- ① トウモロコシなどのデンプンを原料とするオリゴ糖の環境浄化剤への利用
- ② 建築廃材（石膏ボード）を使用しての排水中のフッ素除去
- ③ 微生物による水処理工程における微生物担体としてのもみ殻利用
- ④ 排水中に溶出した医薬品及びパーソナルケア製品由来の有害化合物の除去・低減技術の開発
- ⑤ サメ肝臓油の不快魚臭の除去
- ⑥ 桜、りんごの剪定枝、廃棄りんご、ニンニクなどを利用したインセンスアイテム（お香）の試作
- ⑦ 県内企業によるバイオマスボイラーなどについて、説明がありました。

◆ 役員視察研修の実施

- 1 視 察 日 平成30年7月18日（水）
- 2 視察施設 太陽光パネルリユース・リサイクル施設
三沢市ソーラーシステムメンテナンス事業協同組合様
- 3 参加者数 協会役員等19人



ガラス分離装置



雑物破碎装置

太陽光発電は、平成24年7月の固定価格買取制度開始によって急速に増え、将来、使用済みの太陽光発電システムが大量発生し、その廃棄量は2040年に年間80万トンに及ぶと見込まれています。それまでの間も、住宅用を中心に排出量は増加する見込みです。使用済みパネルのリユース、リサイクル事業は、ビッグビジネスチャンスの可能性があると言われています。

◆ 理事会・委員会報告

第7回理事会（平成29年度）

- 1 開催日 平成30年3月15日（木）
- 2 場所 ウェディングプラザアラスカ
- 3 出席状況 役員人25中23人出席（理事22人中21人出席）
- 4 議 事
 - (1) 新規加入会員の承認について
（株）津軽サンロード及び永肇工業（株）が、新規会員として承認されました。
 - (2) 平成30年度事業計画（案）について
 - (3) 平成30年度予算（案）について
 - (4) 平成30年度第3回理事会等開催日程案について
- 5 報告事項
 - (1) 平成29年度下半期業務執行状況報告について
 - (2) 破産手続開始決定による会員資格の喪失について
 - (3) 退会届けについて

第1回理事会（平成30年度）

- 1 開催日 平成30年4月23日（月）
- 2 場所 ウェディングプラザアラスカ
- 3 出席状況 役員25人中14人出席（理事22人中12人出席）
- 4 議 事
 - (1) 平成29年度事業報告(案) 及び平成29年度収支決算報告(案)
並びに平成29年度監査報告について
 - (2) 平成30年度協会長表彰(案) について
功労者表彰6人、優良事業所4社、優良従事者8人の表彰が承認されました。
 - (3) 第7回通常総会・懇親会について
 - (4) 不法投棄防止撤去推進キャンペーン重機等料金について
- 5 報告事項
 - (1) 退会届けについて

第2回理事会

- 1 開催日 平成30年5月30日（水）
- 2 場所 ウェディングプラザアラスカ
- 3 出席状況 役員25人中20人出席（理事22人中18人出席）
- 4 議 事
 - (1) 総会・懇親会の進行・役割について
 - (2) 第4回理事会の開催日程について
- 5 報告事項
 - (1) 不法投棄防止撤去推進キャンペーンに係る重機等借上料金について
 - (2) （公社）全国産業資源循環連合会平成30年度通常総会について
 - (3) （公社）全国産業資源循環連合会会長表彰について

(4) 産業廃棄物処理実務者研修会について

第3回理事会

- 1 開催日 平成30年7月17日（火）
- 2 場 所 ダイワロイネットホテル八戸
- 3 出席状況 役員25人中18人出席（理事22人中18人出席）
- 4 議 事
 - (1) 第5回理事会の開催について
 - (2) 事務局長を任命することについて承認を求める件
 - (3) 専務理事を事務局参与に任命することについて承認を求める件
 - (4) 職員の給与に関する規程の改正について
 - (5) 非常勤職員の勤務条件等に関する規程の改正について
- 5 報告事項
 - (1) 廃棄物処理撤去推進キャンペーン事業について
 - (2) 視察研修について

支部持回り理事会（年1回）を、八戸市で開催しました。理事会終了後の意見交換会は、屋形船を借り切って行い、終始和やかな雰囲気の中有意義な時を過ごすことができました。三八支部の皆さま、ご苦労様でした。



屋形船での意見交換会

労働安全衛生委員会

- ☐ 平成30年度第1回労働安全衛生委員会
- 1 開催日 平成30年4月23日（月）
 - 2 開催場所 青森市 ウェディングプラザアラスカ
 - 3 出席者 委 員 5名
事 務 局 山田専務以下3名
 - 4 議 事
 - (1) 労働安全衛生に関する研修会について

青森県の平成30年度廃棄物行政予算

事業名	事業費(千円)	内 容
ごみゼロあおもり・3R推進事業費	10,872	一般廃棄物の減量化及びリサイクル率向上を図るための県民運動を推進するとともに、全国下位からの早期脱却に向け、テレビCM等によるキャンペーンの強力展開、小学生の協力による家庭での雑紙資源回収チャレンジ、市町村におけるごみ処理の見える化・最適化の推進に向けた支援等を行うのに要する経費 - ごみゼロあおもり普及啓発事業費 1,203 3R推進機能ステップアップ事業費(新規) 9,669
食品ロス削減・生ごみ減量強化事業費(新規)	6,264	家庭から排出される生ごみの減量化や事業系食品ロスの削減を図るため、食品小売店や飲食店等と連携し、生ゴミの水切り徹底や食品ロスの削減などの普及啓発を行うのに要する経費
PCB期限内処理促進事業費	8,313	PCB廃棄物の処理期限内における適正処理を促進するため、新聞広告等によって潜在する未処理PCB廃棄物の適正処理を促すほか、PCB廃棄物保管業者への立入りや個別相談会の開催等を行うのに要する経費
県外産業廃棄物等適正処理推進事業費	9,617	青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例に基づき、県外から搬入される産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、搬入事前協議、監視・指導等を実施するのに要する経費 - 県外産業廃棄物等事前協議事業費 2,700 - 悪質不法投棄等調査・撤去指導事業費 5,549 - 排出事業者適正処理指導事業費 1,368
県境不法投棄対策事業費	232,840	本県田子町及び岩手県二戸市の県境における産業廃棄物不法投棄現場の環境再生対策、汚染地下水の浄化等に要する経費 - 環境再生対策事業費 1,613 - 汚染拡散防止対策事業費 205,460 - 環境モニタリング調査費 25,767
県境不法投棄現場周辺対策事業費	913 (債務負担行為設定額 3,000,000)	
(1) 県境不法投棄現場跡地再生事業費	913	環境再生計画に基づき、現場跡地に植林した苗木の管理・育成を行うとともに、現場見学会を開催するのに要する経費
(2) 風評被害対策給付金(債務負担行為)	(債務負担行為設定額 3,000,000)	県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業の実施に伴う風評により経済的損失を受けた場合に、県が当該被害の範囲内で損失を補てんするための給付金

平成30年度 廃棄物行政担当課及び担当者

(敬称略)

〔青森県〕

環境生活部環境保全課

〒030-8570 青森市長島1-1-1県庁北棟7階

TEL 017-734-9248 FAX 017-734-8081

課長 西谷 貴志 県境再生対策監 長谷川 寿夫

課長代理 松村 浩二

廃棄物・不法投棄対策グループ

副参事 (GM) 山舘 清章

総括主幹 (サブマネ) 一戸 卓也 主幹 (サブマネ) 神 毅統

主幹 丸谷 有希 主査 鈴木 康雄

主査 若山真紀子 主査 長尾 結華

主査 藤本 剛輔 主査 今 壽貴

技師 下斗米 透 主事 戸嶋 愛樹

環境生活部環境政策課

〒030-8570 青森市長島1-1-1県庁北棟7階

TEL 017-734-9241 FAX 017-734-8065

課長 澤田 靖 課長代理 工藤 亨

環境管理グループ

総括主幹 (GM) 坂上 博章

主幹 (サブマネ) 田中ちどり 主事 松原 葉美

主事 笹原 小夏 主事 並岡 和樹

循環型社会推進グループ

総括主幹 (GM) 上村 隆之

主幹 (サブマネ) 石塚 雄士 主幹 森田亜岐子

主査 斉藤 陽 主事 成田 竣

東青地域県民局環境管理部

〒030-8570 青森市長島1-1-1県庁東棟4階

TEL 017-734-9185 FAX 017-734-8023

部長 野澤 久志

主幹 安達 大介 主幹 棟方 俊英 主査 山口 和貴

技師 横山 昌平 主事 山田 敬裕 技師 澤田 亮

中南地域県民局環境管理部

〒036-8345 弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎1階

TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318

部長 原 隆文

総括主幹 佐々木真一 主 幹 安田 徳彦 主 幹 工藤 志保

主 幹 櫻庭 麻恵 主 査 西堀 祐司 主 事 佐藤 尚哉

技 師 柴田 悠司 技 師 開米 健 主 事 清野 恭平

三八地域県民局環境管理部

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2階

TEL 0178-27-1901 FAX 0178-27-1922

部長 齋藤 輝夫

総括主幹 大久保英樹 主 幹 奥島 文映 主 幹 竹内 拓志

主 幹 中谷 実 主 査 一戸 隆行 技 師 中谷 康次郎

主 査 岩間 貴士 技 師 瀧野 祐梨 主 事 種市 義人

技 師 石田 美里

下北地域県民局環境管理部

〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1階

TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853

部長 米谷 康治

主 幹 嘉山 定伸 技 師 坂 恭平 主 事 大嶋 聡平

【青森市環境部廃棄物対策課】

〒038-0801 青森市新町1-3-7 青森市役所駅前庁舎

TEL 017-718-1086 FAX 017-718-1166

参 事（課長）竹内 芳 副参事（兼T L）櫻田 新司

廃棄物対策チーム

主 査 奥谷 芽美 主 査 安田 旭 主 査 阿部 ゆき

主 査 三上 喜孝 主 事 山内 一潤 主 事 小山内崇起

技 師 三橋 唯次 専任員 山本 洋一

【八戸市環境部環境保全課】

〒031-0801 八戸市江陽3-1-111 下水道事務所3階

TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

課 長 四戸 和則

廃棄物対策グループ

主 査 氣田 卓実 主 査 米田 司 技 査 釜石 倫行

主 査 梅花 真吾 技 師 山部 佑樹 技 師 今野 遼佑

技 師 豊川 真伍

◆ 第8回（公社）全国産業資源循環連合会通常総会の開催

平成30年6月15日（金）東京都・明治記念館において、全国産業資源循環連合会第8回定時総会が開催されました。

永井会長の挨拶に始まり、来賓祝辞後に審議を行い、平成29年度事業報告並びに決算報告が承認されました。また、報告事項として平成30年度事業計画並びに収支予算が報告されました。

総会終了後、平成30年度の連合会会長表彰の授与式が行われ当協会からは、次のとおり5事業所、個人4名の方々が受賞されました。

誠にありがとうございました。

表彰種別	氏名・代表者	役 職	事業所名
地方功労者表彰	菊池 秋彦	代表取締役	菊池トラック株式会社
	竹谷 佳野	代表取締役	豊産管理株式会社
	小坂 仁志	代表取締役	株式会社小坂工務店
優良事業所表彰	小野 智史	代表取締役	株式会社丸勝小野商事
地方優良事業所表彰	山本 徳光	代表取締役	株式会社山本工業
	安東 元吉	代表取締役	株式会社青南商事
	増田 教正	代表取締役	株式会社協同開発舗装
	石田 博也	代表取締役	七戸貨物株式会社
優良従事者表彰	安田 文博	弘前工場長	株式会社青南商事



地方功労者表彰の竹谷さん（右）と小坂さん（左）



地方優良事業所表彰の石田さん



受賞者を囲んで

支部だより

◆ 平成30年度各支部総会の開催

平成30年度の各支部総会は、それぞれ下記の日程で開催され、平成29年度事業報告、平成30年度事業計画の説明が行われました。

本年度の主な支部事業として

- 1 実務者研修会の開催
- 2 不法投棄監視パトロールの実施
- 3 解体工事現場パトロールの実施
- 4 不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施

等が確認されました。

また、各支部とも総会后において行われた懇親会では、産業廃棄物処理業を取り巻く諸情勢や不法投棄等について、活発な意見が交わされ盛況のうちに終了しました。

東 青 支 部

開催月日 平成30年5月11日（金）
開催場所 青森市ウェディングプラザアラスカ

三 八 支 部

開催月日 平成30年4月12日（木）
開催場所 八戸市八戸プラザホテル

中 弘 南 黒 支 部

開催月日 平成30年4月13日（金）
開催場所 弘前市ラグリー

上 十 三 支 部

開催月日 平成30年4月5日（木）
開催場所 十和田市富士屋ホテル

西 北 五 支 部

開催月日 平成30年4月17日（火）
開催場所 五所川原市サンルート五所川原

下 北 支 部

開催月日 平成29年4月6日（金）
開催場所 むつ市むつグリーンホテル

◆ 平成30年度春期解体工事現場パトロールに参加

協会各支部では、青森県、青森市、弘前市及び八戸市が解体工事現場において実施する「建設リサイクル法に関する一斉パトロール」に参加し、解体廃棄物の適正処理について普及啓発を行いました。

東 青 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月23日（水） ・ 実 施 場 所 平内町 ・ 支部参加人数 3人
	【青森市主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月24日（木） ・ 実 施 場 所 青森市（栄町、松原、金沢ほか） ・ 支部参加人数 3人
中 弘 南 黒 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月22日（火） ・ 実 施 場 所 黒石市、平川市 ・ 支部参加人数 3人
	【弘前市主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月24日（木） ・ 実 施 場 所 弘前市 ・ 支部参加人数 2人
西 北 五 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月23日（水） ・ 実 施 場 所 板柳町、鶴田町 ・ 支部参加人数 3人
三 八 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月14日（月） ・ 実 施 場 所 五戸町、南部町 ・ 支部参加人数 2人
	【八戸市主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月25日（金） ・ 実 施 場 所 八戸市（南類家、白銀、根城ほか） ・ 支部参加人数 2人
上 十 三 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月28日（月） ・ 実 施 場 所 十和田市（西二番地、西十三番町） 三沢市（南町、堀口）、六戸町 ・ 支部参加人数 2人
下 北 支 部	【青森県主催】 ・ 実 施 日 平成30年5月23日（水） ・ 実 施 場 所 むつ市（栗山町、大湊上町、十二林） ・ 支部参加人数 6人

◆ 東青支部活動報告

台湾視察研修を実施



強運の持主の皆様 花蓮の光隆企業にて

東青支部では、平成30年2月上旬に台湾の産業廃棄物の現状について、知識を得るため13名の会員が参加し、視察研修を行いました。

予想外の事ばかりで、台湾の2月の平均気温は19℃位ですが、この時は非常に寒く、一桁代の気温で皆さんダウンなど冬服を慌てて着用するほどでした。

視察の一環で花蓮にある光隆企業というヒスイの天然石製品加工生産工場を視察し、富

裕層の方々からのオーダーを受け製作している現場を拝見する事ができました。

しかしその地を去った夜、花蓮近海を震源とする震度7の地震が発生したのです。

もし、その地に留まっていたらどうなっていたのか？……ぞっとします……。

強運揃いの皆様の御蔭もあり無事帰国の途に就く事ができました。

不法投棄防止撤去推進キャンペーン開催予定地調査

不法投棄防止撤去推進キャンペーンの候補地現場見積りのため、蟹田の野脇、大平沢辺地区～平館磯山地区を調査しました。写真は、今年度実施予定の平館磯山の現場です。草むらの中には、冷蔵庫やホタテの貝殻、家電、浮きなど漁業関係の廃棄物がたくさんありました。美しい海沿いにこのように不法投棄するとは許せません。



平館磯山の現場写真



無残に投げ捨てられた冷蔵庫（写真手前）



漁業関係の廃棄物

青年部会だより

◆ 平成30年度通常総会の開催

一般社団法人青森県産業廃棄物協会青年部
青森県環境産業青年連絡会
平成30年度合同総会

- 1 開催日 平成30年6月1日（金）
- 2 場 所 青森市ウェディングプラザアラスカ
- 3 議 事
 - 第1号議案 平成29年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成29年度収支決算報告承認の件
 - 第3号議案 平成30年度事業計画(案) 承認の件
 - 第4号議案 平成30年度収支予算(案) 承認の件

◆ 平成30年度北海道・東北ブロック協議会総会の開催

全国産業廃棄物連合会青年部協議会
北海道・東北ブロック協議会 第17回総会

- 1 開催日 平成30年6月5日（火）
- 2 場 所 仙台市「江陽グランドホテル」
- 3 議 事
 - 第1号議案 平成29年度事業報告及び収支決算報告に関する件
平成29年度監査報告
 - 第2号議案 平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）に関する件
 - 第3号議案 会則の一部変更に関する件
 - 第4号議案 任期満了に伴う役員改選の件



新役員の紹介



懇親会の風景

◆ 平成30年度役員会の開催

- ・ 開催日 平成30年6月1日（金）
- ・ 場所 青森県農業共済会館 4階会議室
- ・ 議事案件
 - 1 平成29年度事業報告及び決算について
 - 2 平成30年度事業計画及び予算について
 - 3 平成30年度通常総会について

◆ 平成30年度通常総会の開催

- ・ 開催日 平成30年6月29日（金）
- ・ 場所 ウェディングプラザアラスカ
- ・ 議事案件
 - 第1号議案 平成29年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成29年度収支決算報告承認の件
平成29年度監査報告
 - 第3号議案 平成30年度事業計画（案）承認の件
 - 第4号議案 平成30年度収支予算（案）承認の件
 - 第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件

会員82団体中76団体出席（うち委任状出席40）の下、通常総会が開催され、全ての議案について全会一致で承認されました。

◆ 平成30年度役員体制

役 職	氏 名（敬称略）	団 体 名・役 職 名
会 長	天 内 修	（一社）青森県産業廃棄物協会・会長
副会長	大 矢 進	（一社）青森県解体工事業協会・会長
副会長	浅 利 次 郎	（一社）青森県建設業協会・専務理事
理 事	木 村 英 敬	（公社）青森県トラック協会・会長
理 事	若 井 敬一郎	青森県商工会議所連合会・会長
理 事	三 村 申 吾	青森県知事
理 事	小野寺 晃 彦	青森市長
理 事	関 和 典	西目屋村長
監 事	小山田 康 雄	青森県商工会連合会・専務理事
監 事	竹 谷 佳 野	豊産管理(株)・代表取締役

◆ 協議会会員の現況

特別会員 45団体 一般会員 37団体 合計 82団体 (平成30年8月1日現在)

(注) 特別会員～県、市町村及び10万円以上の会費を納めた会員。

一般会員～特別会員以外の会員。

◆ 平成30年度不法投棄防止撤去推進キャンペーン事業

あおもり循環型社会推進協議会から当協会に対する依頼事業として、当協会関係支部と地域県民局環境管理部、関係市町村及び地域住民との協働により実施する不法投棄防止撤去推進キャンペーンは、下記のとおり予定しております。

実施場所候補地	廃棄物種類	産廃協会担当支部名 (管轄環境管理部名)
外ヶ浜町平舘磯山地区	廃家電、漁具類等	東青支部 (東青地域県民局環境管理部)
五所川原市飯詰地区	廃家電、廃プラ等	西北五支部 (中南地域県民局環境管理部)
三沢市天ヶ森地区	木、廃プラ、廃家電等	上十三支部 (三八地域県民局環境管理部)
むつ市関根出戸川目地区	廃家電、建設廃材等	下北支部 (下北地域県民局環境管理部)

行政情報などお役立ち情報・気になる情報

マニフェスト・スマートプラス

平成30年4月1日～平成31年7月末 無料体験期間（ご意見お寄せ下さい）

提供開始のお知らせ



マニフェスト・スマートプラスなら
パソコン^{*1}を使ってこんなことが可能に！



マニフェスト 管理



行政報告 関連文書管理



委託契約 作成期限管理



許可証 期限管理

システム利用料
今なら無料！^{*2}



マニフェストの取り扱いにこんなお悩みありませんか？

「マニフェスト・スマートプラス」が解決します！

Q

産業廃棄物の取り扱いが少ないけど大丈夫？

「マニフェスト・スマートプラス」は取り扱いが少量・少頻度の方に利用しやすいサービスです。

Q

導入したくても自分達だけではダメ？

排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者（最終処分業者）の3者が揃わなくても利用可能。どなたでもマニフェストのデータを管理できます。

Q

データにするとセキュリティ面が心配...

独自に開発したアプリケーションを利用するので、ファイルは外部から安全に保護されます。^{*3}

Q

追加費用はかからない？

運用後のバージョンアップは無料です。面倒な作業かつ追加費用はかかりません！

Q

将来は電子マニフェストを導入したいけど...

今後、EDI方式により電子マニフェスト情報処理センターJWNETに接続・登録予定です。^{*4}

お試しインストールのお申し込みはこちらから

http://www.zensanpairen.or.jp/manifest_plus/

^{*1} インターネットに接続されたパソコンが必要です。Microsoft Officeがインストールされている必要があります（現時点にて2016まで対応）。

日本語入力システムに制限はありません。OSはWindowsのみ対応（バージョンは問いません）。なお、Macでは動作しません。

^{*2} 平成31年8月から利用料をお支払いいただきます。利用料は平成30年度末に公表します。

^{*3} 入力・登録されたデータはクラウドサーバ上に保存されます。

^{*4} 詳しい時期は現在のところ未定です。

中小トラック運送事業者の皆様へ 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

低炭素型ディーゼルトラックの導入で 補助金申請ができます！

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、補助金申請ができます。

対象：平成30年4月2日～平成31年1月31日に新車新規登録された事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

平成27年度重量車燃費基準を大型車及び中型車は+5%以上、小型車は+10%以上達成した車両
具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新規登録車両

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号	
大型 (12t 超)	「LPG」 「QPG」	「2PG」 「2RG」
中型 (7.5t 超～12t 以下)	「SPG」 「TPG」 「TRG」	
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)	「TRG」 「2RG」	

- ・平成30年4月2日から平成31年1月31日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。
- ・型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

車種区分 (車両総重量)	基準額	廃車の有無(要件は下記を参照)	
		廃車有	廃車無
大型 (12t 超)		75 万円	50 万円
中型 (7.5t 超～12t 以下)		42 万円	28 万円
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)		15 万円	10 万円

- ・平成 18 年度以前初度登録の事業用トラックであること
 - ・平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 1 月 31 日の間に廃車(永久抹消)するもの
 - ・所有者名が新車登録する車両の所有者名(リースの場合は使用者名)と同一であること
 - ・導入する車両と同じ車型区分以上であること
 - ・廃車するまで過去1年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
 - ・廃車日の6カ月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていること
- その他詳細は、弊機構ホームページを参照ください。

問い合わせ先



一般財団法人 環境優良車普及機構 低炭素型ディーゼル車普及事業執行グループ
TEL：03（5341）4577 FAX：03（5341）4578
メールアドレス：hojokin@levo.or.jp ホームページ <http://www.levo.or.jp/>

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業を支援することにより、トラック輸送においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することにより二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書（燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の実績把握）の提出をしていただくことになります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。
また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業者

以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

- ① 以下のア～ウに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であること
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 上記①に貸渡す自動車リース事業者

3. 補助対象

低炭素型ディーゼルトラック（該当する型式は別表参照）

- ① 車両総重量3.5トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること
 - ア 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（大型車）
 - イ 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成22年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（中型車）
 - ウ 「平成27年度重量車燃費基準+10%以上達成車」かつ「平成22年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（小型車）
- ② 平成30年4月2日から平成31年1月31日までに新車新規登録された車両であること（割賦等所有権の留保は認められません）
- ③ ①の導入にあたり、廃車を伴う場合には以下ア～カのいずれの要件も満たすこと
 - ア 最新の燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラック（第10項の審査基準作成委員会に諮って定める要件に該当する事業用トラック）であるもの（ただし、CNGトラック、ハイブリッドトラック及びLPGトラックを除く）
 - イ 平成30年4月2日から平成31年1月31日までに廃車するもの
 - ウ 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの

エ 廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効であるもの、かつ、その有効期間内において一定の走行(第10項の審査基準作成委員会に諮って定める距離の走行及びこれと同等程度の走行)を行ったもの

オ 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの

廃車車両	導入車両
大型	大型、中型又は小型
中型	中型又は小型
小型	小型

カ 所有者名が新車登録する車両の所有者名と同一であるもの

※以下の場合には所有者名が同一とみなすことができる。

- a. 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合
- b. 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名(リース導入の場合は使用者名)が同一の運送事業者の場合
 - *1「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。(永久抹消)
 - 「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面の「引取工程」欄に㊦が入るとその直下に表示される「引渡日」を指す。
- c. 廃車する車両の使用者が運送事業の吸収合併等により変更となった際、事業の継承が判明する場合

4. 補助額等

補助額は低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費のうち機構が承認した経費と、機構が定めた基準額のうち低い額とする。

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額
低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費で機構が承認した経費	燃費水準が平成27年度重量車燃費基準の100分の100以上105未満に該当する、導入対象車両と同規模のディーゼルトラック(以下「標準的燃費水準の車両」という。)の価格と第2欄に掲げる経費との差額の1/3。ただし、低炭素型ディーゼルトラックの導入に伴い平成27年度燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラックの廃車を併せて行う場合は標準的燃費水準の車両の価格と第2欄に掲げる経費との差額の1/2。

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 21 日

各正会員
事務局責任者 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事 森谷 賢

先進環境対応トラック・バス導入加速事業の公募について (周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物処理業における地球温暖化対策に効果的な対策として、収集運搬に使用するトラック等の車両更新の際、温暖化対策に配慮した機種を選定することも有効であります。

このような状況の中、標題に関する事業の公募のお知らせが、環境省及び執行団体ホームページで公表されました。

つきましては、貴職におかれましても貴協会会員に対し周知頂く等、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、下記連絡先にご確認頂ければと存じます。

記

【事業名】 先進環境対応トラック・バス導入加速事業
(平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

【概要】 トラック・バスの各クラスにおいて最も燃費性能のよい最も燃費性能の良いトラック・バス（電気自動車、ハイブリッド自動車）の導入に要する経費の一部を補助する。

※自家用（白ナンバー）も補助対象となっています（別添資料、参照）。

【URL】 http://ataj.or.jp/advanced_lev2/

【公募期間】 平成 30 年 6 月 20 日（水）～平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

【連絡先】（公財）日本自動車輸送技術協会
〒160-0004
東京都新宿区四谷三丁目 2 番 5 全日本トラック総合会館 8 階
TEL: 03-6380-6773 / FAX: 03-6380-6873 / Mail: hojo@ataj.or.jp
担当：補助金執行グループ 中島、林

（連合会担当：横山）

補助対象事業者及び補助対象車両並びに申請方法の関係

表 1 先進環境対応トラック（車両総重量 2.5 t 超）

注 1)	トラックを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注 2)	実績申請 注 3)	
EV	○	○	○	○注 6)	標準車注 4)との 差額の 2/3
HV	○	×	○	○注 6)	標準車との差 額の 1/2
NGV(車両総重量 12t超に限る。)	○	○	○	○注 6)	同上

表 2 先進環境対応バス（定員 11 人以上）

注 1)	バスを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 注 5) (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注 2)	実績申請 注 3)	
EV	○	×	○	○注 6)	標準車注 4)との 差額の 2/3
PHV	○	×	○	○注 6)	標準車との差 額の 1/2
HV	○	×	○	○注 6)	同上
NGV	○	×	○	○注 6)	同上

注 1)EVとは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている電気自動車

HVとは、エンジンとモーターを組合せた動力源を持つ自動車(ハイブリッド自動車)

PHVとは、外部電源による充電設備を備えているハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車)

NGV:天然ガスを燃料とする自動車(天然ガス自動車)

注 2)申請に係るトラック・バスを購入する前に「補助金交付申請書」を提出する場合

注 3)申請に係るトラック・バスを購入後、「補助金申請書兼完了実績報告書」を提出する場合

注 4)同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格と補助金申請自動車の価格(架装物等動力構造以外の部分に係る費用を除く)の差額

注 5)自家用バスによる有償旅客運送事業者を除く

注 6)平成 28、29 年度に補助対象車両事前登録申請実績があり、かつ、パワートレイン系の改造内容が変更されていないこと。又は、国土交通省の型式指定申請車、新型届出車であること

環循適発第 1806224 号
環循規発第 1806224 号
平成 30 年 6 月 22 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長
（公印省略）

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、建築物の解体時等における残置物の取扱いについては「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（平成 26 年 2 月 3 日付け環廃産発第 1402031 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）で周知しているところであるが、平成 29 年 2 月に中央環境審議会において取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「現状と課題」として、「建築物の解体時等における残置物については、建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例等が見受けられる。」とされ、「見直しの方向性」として、「地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされたところである。

については、貴職におかれては、建築物の解体時等における残置物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に従った適正な取扱いがなされるよう、下記事項について、貴管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管内の市町村に対し、当該市町村管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 残置物の処理責任の所在について

建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

都道府県及び市町村におかれては、以上の点について、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたい。

2. 残置物の適正な処理を確保するための方策について

解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

都道府県及び市町村におかれては、一般廃棄物に該当する残置物の処理について関係者から相談があった場合等には、当該市町村における一般廃棄物処理計画に沿った処理方法（適切な排出方法、市町村が自ら処理しない廃棄物については連絡すべき一般廃棄物処理業者等）を示すなど、適正な処理が実施されるよう指導されたい。

また、一般廃棄物に該当する残置物について、いわゆる夜逃げ等により当該建築物の所有者等が所在不明であるなどにより、当該建築物の所有者等による適正な処理が行われない場合には、関係者に対して適正な処理方法を示すほか、必要に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条各号に掲げる基準に従い市町村から適切な処理業者に対して残置物の処理を委託するなど、市町村におかれては一般廃棄物の適正な処理を確保されたい。

なお、残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託する者にあつては、産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、市町村からの当該残置物の処理に係る委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければならないことに留意が必要であり、市町村は、廃棄物処理法第 7 条第 5 項各号又は第 10 項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。また、残置物の処理を受託する者において一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となる場合には、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例を活用することが可能であるので、併せて留意されたい。さらに、同条の規定に基づく届出の際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 7 の 17 第 3 項第 2 号ハの規定に基づき、市町村からの委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者であることを示す書類を添付する必要があるため、市町村におかれては、当該特例の活用が想定される場合には、文書による委託を行う等、当該届出に必要な書類が準備できるよう配慮されたい。

3. その他

リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合においても、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、都道府県及び市町村におかれては、1. 及び2. の趣旨に鑑み、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたい。

御施主(家主)・建設元請のみなさまへ

岐阜県土木建築解体事業協同組合
岐阜県解体・建廃事業協同組合
岐阜県清掃事業協同組合

家屋等建築物の解体・リフォーム工事の前に 『残置物(不要家財)』の 処分が必要です。

建築物解体・リフォームに伴う廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

解体・リフォームする家屋等に残された残置物(不要家財)は「一般廃棄物」、解体・リフォーム工事によって取り壊されたものは「産業廃棄物」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められております。

この法律では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」それぞれの処理方法を明確に区分しており、「一般廃棄物」については、市町村もしくは市町村が許可した業者が、「産業廃棄物」については、岐阜県の許可した業者が取り扱うことができます。

※残置物とは…

建築物解体・リフォーム時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(不要家財など)のことをいいます。一般家屋の解体・リフォームから発生する残置物(不要家財)は一般廃棄物となります。事業所等の解体・リフォームから発生する残置物は廃棄物の性状により、一般廃棄物若しくは産業廃棄物となります。

(平成26年2月3日環境省通知)

残置物(不要家財)の種類の日安は次の通りです

家電製品類	家具・寝具類	趣味用品・その他可燃ごみ
照明器具・電気スタンド	机・椅子	衣類
携帯電話・スマートフォン	テーブル・ソファ	紙・書籍類
電話・FAX	応接セット	遊戯具
扇風機	座椅子	プリンター・コピー機
空気清浄機	カラーボックス	楽器類
ビデオデッキ・各種レコーダー	衣装箱	食器類
ラジカセ・CD・DVDプレイヤー	鏡・鏡台	調理器具
各種ゲーム機	電話台	調理台・レンジ台
加湿器	テレビ台	米びつ
炊飯器	洗面化粧台	自転車・車椅子
電子レンジ	棚(本・戸・食器)	一輪車・三輪車
食器洗乾燥機	ロッカー	芝刈り機
オーブントースター	タンス	ミシン
ホットプレート	カーテン	卓上ガスコンロ
浄水器	カーペット・じゅうたん	鉢・プランター
ポット	ついたて	スーツケース
ストーブ・ファンヒーター	アイロン台	健康器具
ガス湯沸器	下駄箱	傘
ガス台	ベッド	ベビーカー・チャイルドシート
電気こたつ	布団・毛布・座布団	脚立
掃除機	マットレス	ゴルフ用具・スキー用具
ズボンプレス	傘立て	スポーツ・アウトドア用品
アイロン 等	キャスターハンガー 等	物干し竿・物干し台 等

※作り付けの家具は、解体・リフォーム工事の対象物になります。

家電リサイクル法対象品目

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	エアコン(室内機・室外機・ウィンドタイプ)
冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・ワイン庫・冷温庫	洗濯機・衣類乾燥機

- 家電リサイクル対象品目は、家電リサイクル法処理いたしますので、リサイクル券の貼り付けが必要になります。
- 収集運搬料金に別途リサイクル費用が必要となります。
- 一部対象にならないもの(天井埋め込み型のエアコンやプロジェクションテレビ、業務用保冷庫など)もあります。

パソコンリサイクル

パソコン本体(ディスプレイ一体型)	ディスプレイ(CRT・液晶)
-------------------	----------------

- パソコンについては、「資源有効利用促進法」または「小型家電リサイクル法」に基づいて、再資源化が行われております。
- 詳しくは各市町村担当窓口又は一般社団法人パソコン3R推進協会
(TEL03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>) へお問い合わせください。

小型家電リサイクル

- 2013年4月から小型家電リサイクル法がスタートしました。
- ご家庭で使用される幅広い家電製品が対象となっており、市町村ごとに回収対象としている品目が異なりますので、各市町村窓口へお問い合わせください。
- 不要品無料回収業者に、小型家電製品の回収を依頼することは違法です。

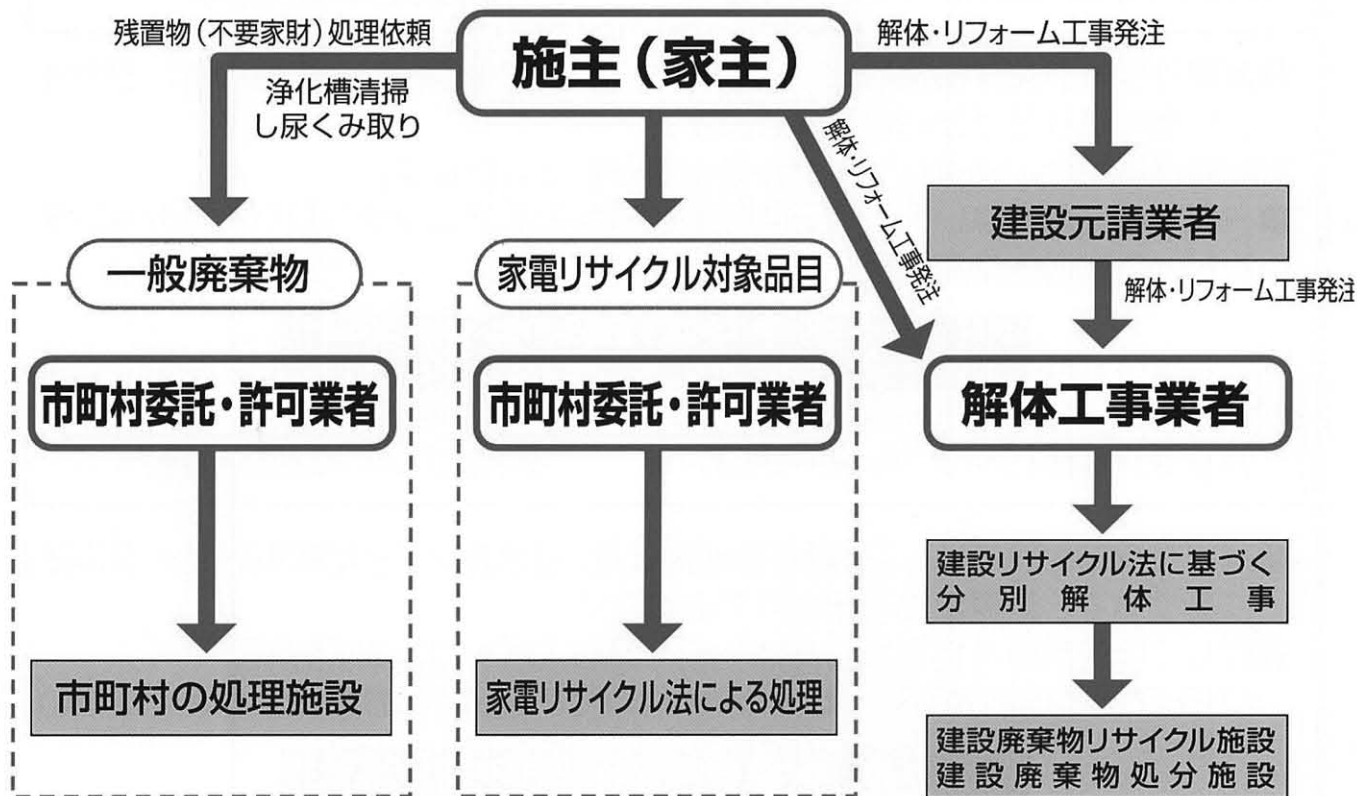
し尿くみ取り・浄化槽のことは
お住まいの市町村にお問い合わせください。

残置物(不要家財)や家電リサイクル法対象廃棄物等の処理方法は、市町村によって取り扱いが異なる場合があります。具体的な取り扱いについては、事前にご相談ください。

岐阜県清掃事業協同組合
連絡先 TEL.058-276-8456

残置物(不要家財)処分から分別解体・リフォーム工事実施への流れ

不要家財などの残置物は解体・リフォーム工事着手前に必ず処理しなければなりません。
解体・リフォーム工事に着手する一週間ほど前に、一般廃棄物処理業者へのご連絡をお願いします。



不要家財処理及び家屋解体工事のご相談は、下記にご連絡ください。

不要家財処理
のことは

岐阜県清掃事業協同組合へ
TEL.058-276-8456

家屋解体工事
のことは

岐阜県土木建築解体事業協同組合へ
TEL.058-274-3315

岐阜県解体・建廃事業協同組合へ
TEL.058-277-8861

私達は、廃棄物の適正処理推進に協力して取り組んでいます。

※このリーフレットは、岐阜県廃棄物対策課の監修のもと作成しました。

作成日 2014.8

解体工事等を発注する建築物の所有者等・建設工事元請等のみなさまへ

残置物の適正処理のお願い

建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不用家具・家電等（「残置物」と言います）は、解体・リフォーム工事の前に、残置物の所有者である、建築物の所有者や占有者が、廃棄物処理法に則って処理する必要があります。

家庭の残置物の処理はどうしたらいいの？

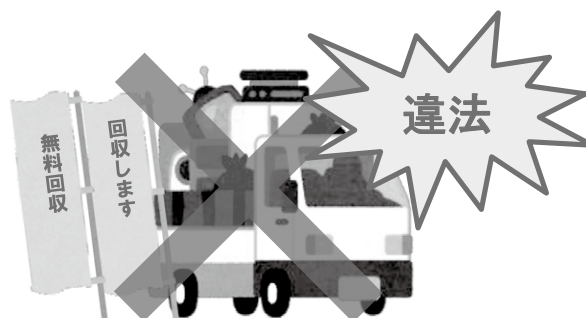
- ◆ 家庭の残置物は「一般廃棄物」となります。市町村に相談の上、市町村の指定する方法で処理をお願いいたします。
- ◆ 解体業者、不要品回収業者など、市町村の一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者（※1）が廃棄物の処理をすることは法律で禁じられています（※2）。

※1 「産業廃棄物処理業の許可」「解体工事業の許可」「古物商の許可」では、一般廃棄物の処理はできません。

※2 罰則：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科



市町村の指定する方法



解体業者、不要品回収業者等（一般廃棄物処理業の許可なし）が回収

事務所の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 事務所の残置物は、廃棄物の種類及び性状によって、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となります。それぞれ、次に示す業者へ処理を委託し、適切な処理をお願いいたします。
 - ・ 一般廃棄物： 一般廃棄物処理の許可業者又は市町村から処理を受託した業者
 - ・ 産業廃棄物： 産業廃棄物処理の許可業者

- ◆ 建築物の所有者等が上記以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています（※3）。

※3 罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

家電等の処理はどうしたらいいの？

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)



以下の家電4品目は、家電リサイクル法に則って処理をお願いいたします。

- ✓ エアコン（ウィンド形、室内機が壁掛け形又は床置き形のセパレート形）
 - ✓ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
 - ✓ 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
 - ✓ 電気洗濯機・衣類乾燥機
- ※いずれも業務用は除く

具体的な処理方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「これで解決！家電リサイクル」を御覧ください。
<http://www.kaiketsukr.com/>



家庭は1～3、事務所は1, 2, 4のいずれかにより処理をお願いいたします。

【家庭・事務所共通】

1. 新しく買い換える小売店又は以前購入した小売店に引取りを依頼する。
2. 家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ自ら運搬する。

【家庭】

3. 家電リサイクル券を貼付して市町村又は市町村が紹介する小売店や一般廃棄物の許可業者に引取りを依頼する。

【事務所】

4. 家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物の許可業者に「指定引取場所」までの収集運搬を委託する。

小型家電製品



小型家電製品は、小型家電リサイクル法に則って処理をお願いいたします。

- ①家庭が排出する場合：市町村の窓口へお問い合わせください。
- ②事務所が排出する場合：小型家電リサイクル法の認定事業者（※4）又は産業廃棄物処理業者へお問い合わせください。

小型家電製品とは以下のものを指します。

電話機・FAX	携帯電話・PHS	パソコン（※5）
デジカメ、ビデオ	ステレオセット	電子書籍
ブルーレイプレイヤー	プリンター	電卓
電動ミシン	電動工具（電気ドリル）	フィルムカメラ
ヘルスメーター	医療用電気機械器具	掃除機、電気アイロン
炊飯器、電子レンジ	ドライヤー、電気かみそり	電気マッサージ器
電気こたつ、電気ストーブ	電気芝刈り機	電気スタンド等照明器具
ランニングマシン	電子楽器	ゲーム機
電子時計	ラジオ	等

※4 認定事業者及び連絡先一覧 <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

※5 パソコンについては、市区町村又は一般社団法人パソコン3R推進協会のウェブサイトを御覧ください。
<http://pc3r.jp/>

し尿汲取り・浄化槽のことはお住まいの市町村にお問い合わせください。



問い合わせ先

環境省廃棄物適正処理推進課（電話：03－5501－3154）
廃棄物規制課（電話：03－5521－9274）
総務課リサイクル推進室（電話：03－5501－3153）

平成30年6月作成



◆ 中嶋課長「あおもりを愛する人2018」に紹介

事務局の中嶋栄介課長が、本年1月10日、県が実施した「あおもりを愛する人」人財インタビューを受けました。このインタビューは、県内の各分野で活躍する人財が考える「これからの人財育成」等について、51人に対して行ったものです。その冊子が5月に作成されました。

自然・環境との共生

① わたしの活動

平成9年の入局以来、廃棄物の適正処理の推進や遵法精神の涵養に向けた意識啓発活動に取り組んできました。古くからある業種なので、昔ながらのやり方が残っていたりするのですが、廃棄物処理法の改正等守るべきルールは年々変わっていきます。社会的責任を果たし業界全体として信用を得るためにも、産業廃棄物に関わる事業者の意識啓発が重要だと思っています。

産業廃棄物の不法投棄を防止する意味でも、小学校での環境教育支援やセミナーの開催、不法投棄防止撤去推進キャンペーンなどに取り組んでいます。

社会的な環境問題への関心の高まりもあり、私たちの活動もマスメディアに取り上げられるようになってきました。協会員からの問い合わせも、「何をしたらいいのか」といった漠然としたものから「この部分はこういう解釈でいいのか」という業務に係る具体的なものに変わってきました。研修会への参加者も多くなってきましたね。

今後は、産廃処理業者の選択に当たって「県産業廃棄物協会会員であること」が優先されるくらいに、実績を積み重ねて信用を得ていきたいと考えています。

② 人財の状況

業界のCSRに対する意識は向上してきていると思います。どの業界も人財確保には苦慮していると思いますが、その中で選ばれる企業になるためには健全な企業経営の構築に取り組み、新入社員や技術者の教育に力を入れられるように努めていかなければと思います。

③ 私の「人づくり作戦」

廃棄物の適正処理のためには、廃棄物を出す側の意識を変えることも必要です。そのためには、それを処理する側が課題を指摘し、対策を提案できる力をつけなければいけないと思います。協会としては、研修会・講習会や現場見学などを積極的に実施し、協会員ひいては業界全体の能力向上に努めていきたいと思っています。

H30.1.10取材

青森市

中嶋 栄介さん
一般社団法人 青森県産業廃棄物協会 | 業務課長

「あおもりを愛する人2018」抜粋

◆ 「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針案」に意見提出

県では、不法投棄の大きな割合を占める建設系廃棄物の適正処理の推進を図るため、昨年度から「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針」の策定作業中です。

同指針案では、建設系廃棄物の発生から処理までの間において、事業者や関係団体、そして行政等の関係者の適正処理に向けた行動指針を示すこととしています。

同指針案に対して、当協会から提出した主な意見は次のとおりです。同指針は、今年度中に策定される予定ですので、策定され次第、県による周知と併せて協会ホームページなどでお知らせします。

[当協会の主な意見]

- ・取組みの具体例として、「関係団体は、分別解体や再資源化に係る技術等の向上に係る情報を提供する。」とあるが、零細な事業者や業界団体未加入者に対する情報提供や教育、指導等こそが重要であるが、そのことについても記述すべきである。
- ・発注者、元請業者等の不法投棄防止活動への参加や住民による不法投棄監視については、実際にはどのようにして促していくのか。
- ・「産業廃棄物協会などの関係団体は、人材の育成を目的とした研修会、能力テスト、検定試験などの様々なプログラムを積極的に提供する。」とあるが、当協会が独自に能力テスト、検定試験を実施することは現実的に不可能である。
- ・「産業廃棄物処理業者処理業者が加入する関係団体は、発注者や元請業者を対象とした廃棄物処理に関する研修会を開催する。」とあるが、建設業団体や解体工事業団体なども実施すべきものである。

◆ 平成30年度における「許可申請に関する講習会」等の開催日程

～産業廃棄物処理業の許可期限を失念していませんか～

～許可の申請（新規・更新）には、講習会の修了証が不可欠～

産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の有効期限は5年です。有効期限内に更新申請手続きを行わなければ、許可効力が消滅します。更新許可申請に当たっては、関係する許可申請に関する講習会修了証の添付が必要です。

講習修了証の有効期限は、講習会修了の日から起算して

○新規講習会修了証については5年 ○更新講習会修了証については2年

です（都道府県・政令市により異なる場合がありますので、あらかじめ関係する行政機関に確認して下さい）。

当協会では、会員の皆さんに対して、青森県、青森市、他県等から受けた許可に関して、許可期限の6ヶ月前に、その旨及び許可講習会の受講が必要であることや更新手続きなどについて、文書によりお知らせしています。

平成30年度中、青森県で開催される

- 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規及び更新）
- 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

の日程は、次のとおりです。

申し込み方法等の詳細につきましては、当協会事務局（TEL 017-721-3911）までお問い合わせください。

また、当協会ホームページにおいてもご覧になれます。

(一社) 青森県産業廃棄物協会HP
<http://www.aosanpaikyou.or.jp>

◎ 日程等

種別	講習種別	月日	場所	定員
新規	産業廃棄物の収集運搬に関する講習会	9/6～9/7	ウェディング プラザアラスカ	150名
更新	産業廃棄物の処分に関する講習会	10/30～31		100名
更新	産業廃棄物の収集運搬に関する講習会	11/28		150名
	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	11/27		150名

◆ 平成30年度不当要求防止責任者講習の日程等について

～暴力団は、なり振り構わずやってくる、的確に対応できるよう準備を～

平成30年度中、同講習会は18回の開催が計画されていますが、今後の開催分（9月以降）は、次のとおりです（受講料は、無料です）。

月	日	時 間	開 催 場 所
9	5（水）	13:30～16:30	弘 前 市 民 会 館 1 階 大 会 議 室
9	20（木）	13:30～16:30	ホ テ ル 青 森 4 階 「 錦 鶏 の 間 」
10	1（月）	13:30～16:30	八 戸 総 合 卸 セ ン タ ー 2 階 大 会 議 室
10	25（木）	13:30～16:30	ふるさと交流圏民センターオルテンシア
11	8（木）	13:30～16:30	む つ グ ラ ン ド ホ テ ル 新 館 2 階
11	22（木）	13:30～16:30	弘 前 市 民 会 館 1 階 大 会 議 室
12	6（木）	13:30～16:30	八 戸 総 合 卸 セ ン タ ー 2 階 大 会 議 室
12	20（木）	13:30～16:30	ホ テ ル 青 森 4 階 「 錦 鶏 の 間 」
1	16（水）	13:30～16:30	八 戸 総 合 卸 セ ン タ ー 2 階 大 会 議 室
2	7（木）	13:30～16:30	弘 前 市 民 会 館 1 階 大 会 議 室
2	21（木）	13:30～16:30	ホ テ ル 青 森 4 階 「 錦 鶏 の 間 」

各会社・事業所において不当要求防止責任者を選任の上、選任届を地元警察署の暴力団取り締り主管課（三市署は刑事第二課、その他の署は刑事生活安全課）に提出しますと、後日、講習会の開催通知が送付されます。県民センター職員、青森県警察本部組織犯罪対策課担当官及び民事介入暴力担当弁護士が、「暴力団への対応方法」、「暴力団情勢」等、実例を交えながら講義やビデオで講習を実施します。講習を受けた方は、青森県公安委員会から、「受講修了書」が交付されます。

◆ ご活用ください！！「防災協定に関する証明書」・「社会貢献に関する証明書」

～公共事業に係る経営事項審査の加点対象になります～

○ 「防災協定に関する証明書」について

当協会では、大規模災害時の廃棄物処理に関し、平成20年3月19日付けで青森県知事との間で

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

を締結しております。

これにより、当協会の会員であり、災害応急活動等に従事する者であることが証明されれば、公共事業に係る経営事項審査において加点対象となることができます。

会員の皆さまは、当協会に対する証明書発行依頼書の提出に基づいて協会が交付する証明書により、この制度を活用することができます。

○ 「社会貢献に関する証明書」について

前記の証明書のほか、協会では平成24年11月以降、「社会貢献に関する証明書」の交付事業も行っています。

この証明書は、当協会主催の「不法投棄防止のための監視パトロール事業」及び「あおもり循環型社会推進協議会」主催の「不法投棄防止撤去推進キャンペーン事業」（社会貢献活動事業）に参加した会員の皆さまに対して、同証明書の発行依頼書の提出に基づいて交付しているものです。

この証明書の交付を希望される場合には

- ・ 協会主催で行う「不法投棄防止のための監視パトロール事業」に係る証明書の交付依頼については「産廃協会用様式」
- ・ あおもり循環型社会推進協議会の主催で行う「不法投棄防止撤去推進キャンペーン」に係る証明書の交付依頼については「循環協用様式」

により、当協会事務局に提出して下さい（当協会は、循環協事務局を兼務しております）。

上記二つの証明書の交付依頼様式及び記載要領は、当協会ホームページの「会員専用ページ」に掲げていますのでご覧下さい。また、それぞれの書類様式は、ダウンロードできますのでご利用下さい。

(一社) 青森県産業廃棄物協会HP
<http://www.aosanpaikyou.or.jp>

◆ 新規入会会員の紹介

平成30年度下半期の当協会への新規入会者が、理事会において正会員として了承されました。

【西北五支部】

事業所・代表者名	株式会社 津軽サンロード（代表取締役 菊池 祐司）
○ 会員区分	正会員
○ 業務形態	産業廃棄物収集運搬業
○ 取扱い（許可）品目	廃プラスチック 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類
○ 住 所 等	〒037-0025 五所川原市大字七ツ館字柏枝69-39 ☎ 0173-27-3901 FAX 0173-26-5033

【三八支部】

事業所・代表者名	永肇興業 株式会社（代表取締役 大久保 文範）
○ 会員区分	正会員
○ 業務形態	産業廃棄物収集運搬業
○ 取扱い（許可）品目	汚泥
○ 住 所 等	〒031-0202 八戸市南郷大字島守字佐ノ塚6-3 ☎ 0178-51-6048 FAX 0178-51-6049

【会員数】

（平成30年8月現在）

支 部 名						正会員計	賛助会員	総 合 計
東 青	中弘南黒	西 北 五	三 八	上 十 三	下 北			
66	52	58	74	50	13	313	6	319

◆ 事務局からのお願い

「会員名簿」記載事項の変更届けのお願い

- ◇ 会員名簿記載事項等に変更があった場合の連絡(届出)方について
会員名簿に記載されている事業所名、代表者名等に変更があった場合には、「変更届」の様式により協会事務局あてFAX等にてご連絡いただきますようお願い致します。
- ◇ 【協会事務局あてにご連絡いただきたい場合】
 - 事業所の名称、代表者名、事業所所在地の変更があった場合
 - 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可内容に変更があった場合
 - 新規に許可を取得した場合及び許可品自に変更があった場合※ この場合には、新しい許可証の写しを併せてお送り下さい。

『ご注意ください！！』

代表者の変更等、廃棄物処理法施行規則に定める事項の変更があった場合には、協会への連絡ばかりでなく、許可権者（許可を受けている行政機関）への届出が必要です。

行政機関への変更届けは、定められた様式により行うこととされていますので、許可に係る行政機関のホームページ等でご確認下さい。

「広告掲載のお願い」

「さんぱいあおもり」の広告掲載を募集しています。貴社のPRや営業内容など、イメージアップにご利用下さい。

- 広告料（年2回分） A4 1／2、大きさにかかわらず一律2万円
- 広告内容 各社において自由にデザインし、レイアウトを作成

「労働災害に関するアンケート調査のお願い」

産業廃棄物処理業における労働災害死傷者数は、平成27年以降増加傾向にあり、労働災害を減少させることは、産業廃棄物業界にとって喫緊の重要案件です。

当協会では、労働災害防止計画を策定するため、事前のアンケート調査を行いました。効果的で情勢にマッチした労働災害防止計画を策定するため、今年度も引き続きアンケート調査を実施する予定ですので、協力方をよろしくお願い致します。

《マニフェスト・電子マニフェスト産業廃棄物送り状》 購入申込書

FAX：017-721-3838

①業種（該当する箇所に○をつけて下さい）

建設業 ・ 製造業 ・ 医療、福祉 ・ 自治体 ・ 産廃処理業 ・ その他

②産業廃棄物管理票

発行元：（公社）全国産業廃棄物連合会

マニフェストの種類・価格（税込）		数量	箱番号（※協会記入欄）
産業廃棄物 マニフェスト 【直行用】 7枚綴	単票・手書き用 1セット・100部 2,500円	セツト	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 12,500円	ケース	
産業廃棄物 マニフェスト 【積替用】 8枚綴	単票・手書き用 1セット・100部 2,500円	セツト	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 12,500円	ケース	

③建設系廃棄物マニフェスト

発行元：建設六団体副産物対策協議会

マニフェストの種類・価格（税込）		数量	箱番号（※協会記入欄）
建設系廃棄物 マニフェスト	単票・手書き用 1セット・100部 2,500円	セツト	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 12,500円	ケース	

④電子マニフェスト産業廃棄物送り状

販売単位・価格（税込）		数量
電子マニフェスト送り状 【4枚複写】	1セット・100部 1,000円	セツト

申込日：平成 年 月 日

住所：〒

会社名

代表者名

担当者名

電話番号

振替払込請求書兼受領証

貼り付け欄

【代金振込先】
ゆうちょ銀行振替口座

口座番号 02250-8-116923
加入者名（一社）青森県産業廃棄物協会

※振込手数料は、購入者負担でお願いいたします。

※マニフェスト発送料は、着払いです。

※マニフェストは原則、返品・交換いたしませんので、注文の際は、ご注意ください。

一般社団法人青森県産業廃棄物協会
〒030-0802 青森市本町 5-5-21 青森県農業共済会館 2F
TEL 017-721-3911 ・ FAX 017-721-3838

地球はみんなの宝物

- ・解体工事 ・産業廃棄物処理業（再資源化、中間処理） ・産業廃棄物収集運搬業
- ・一般貨物自動車運送事業 ・破碎施設（処理能力 木くず178.2トン）・焼却施設・切断施設
- ・一般廃棄物処理業（食物残渣に限る。） ・生ごみリサイクル、堆肥製造販売

すべてに安全を追求した
信頼できるリサイクル （特許庁登録商標 大地の恋人 商願2005-116828）



北砲興発株式会社

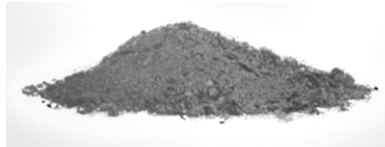
代表取締役 濱田恵一

本社・黒石工場 〒036-0514 青森県黒石市富田142番地

TEL 0172 (52) 5847

FAX 0172 (53) 5206

青森工場 〒038-1324 青森県青森市浪岡大字吉内字杉の沢1-75
食物残渣堆肥化工場



郷土を愛し環境保全に奉仕を

第一清掃株式会社



本社 〒031-0023 八戸市是川字金ヶ坂18

☎0178-44-2624

工場 〒039-1103 八戸市長苗代字内舟渡42-7

H P <http://www.daiichi-seisou.co.jp>

- 浄化槽保守点検・清掃
- 一般/産業廃棄物収集運搬
- 貯水槽清掃・水質検査
- 一般/産業廃棄物処分
- 排水管高圧洗浄・清掃
- 機密書類出張細断処理
- 下水道管渠清掃
- PETボトル再資源化处理
- 濃度計量証明事業
- ▶ISO14001認証取得

第一清掃は快適な暮らしと地域社会の共存共栄を実現し

よりよい環境とサービスを提供する企業として進化し続けます

私たちは、いつも環境への配慮を忘れずに、郷土づくりに貢献します。



「地球」に思いやり。

- 総合建設業
- 解体工事業
- 産業廃棄物収集運搬及び処分業



(N) (株) 西田組

本社/〒030-0111 青森市大字荒川字柴田102-1 TEL017-739-2025(代)FAX017-739-3561

廃棄物を通じて社会に貢献

産業廃棄物最終処分場（管理型）

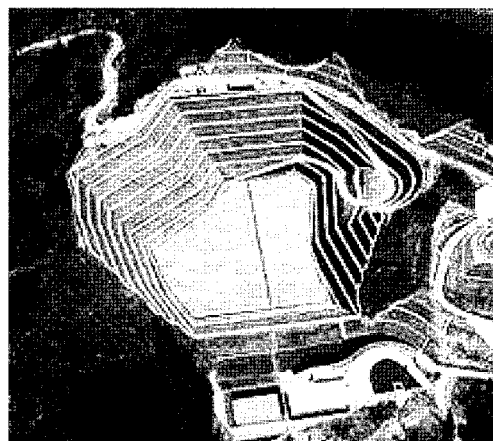
許可番号 0231115450 0281115450

扱い品目

燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る）、紙くず
廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、繊維くず
木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
鋳さい、ゴムくず、がれき類、ばいじん、13号廃棄物
（これらのうち自動車等破砕物含む）

特別管理産業廃棄物 廃石綿等

埋立地面積 41,300㎡ 埋立容量 737,000㎡



株式会社 ウィズ ウェイスト ジャパン

本社 埼玉県さいたま市大宮区大成町2-224-1

TEL 048(668)1414 FAX 048(665)4801

三戸事業所 青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花71-1

TEL 0179(20)3022 FAX 0179(20)3023

※お問い合わせは三戸事業所まで

ホームページ <http://www.withwaste.jp>

環境、社会は人と人との支えあい
人と自然の調和する豊かな社会を求めて！



ECOMARK
LICENSE
HOLDER



エコアクション21
認証番号 0011715
H29.3 認証登録



環境技術株式会社

〒039-1168 八戸市八太郎六丁目12番4号

☎0178-20-2666

代表取締役 倉 成 諭

営業種目

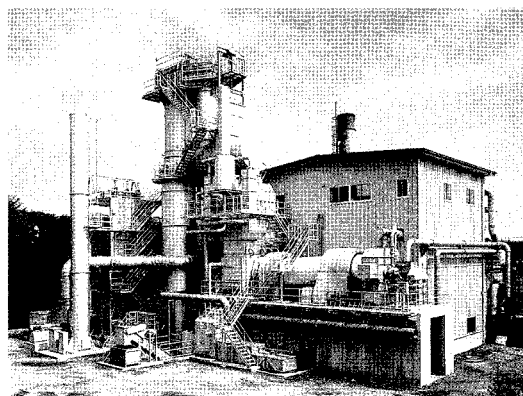
- ☆一般貨物運送事業
- ☆浄化槽清掃管理業
- ☆貯水槽清掃管理業
- ☆貯油槽清掃業
- ☆地下埋設タンク配管の漏洩検査業
- ☆環境計量証明事業（土壌、水質検査）
- ☆むつ小川原国家石油備蓄基地メンテナンス業務
- ☆産業廃棄物収集運搬・中間処理・最終処分業
- ☆一般廃棄物収集運搬業 ほか

産業廃棄物業務の概要

産業廃棄物収集運搬 青森県・岩手県
特別管理産業廃棄物収集運搬 青森県・岩手県
産業廃棄物中間処理 焼却・再生油製造他
特別管理産業廃棄物中間処理 廃油・感染性廃棄物（焼却）
産業廃棄物最終処分 管理型・安定型処分場

※取扱品目はお問い合わせ下さい！

<http://www.kankyogijutsu.co.jp>



産業廃棄物焼却炉

アクトリームラタ製（KHPLR-IB型）

焼却能力 45.6t/日



環境保全株式会社

本社・分析センター 〒036-0164 青森県平川市松崎西田41-10

TEL.0172-43-1100(代) FAX.0172-43-1166

URL <http://www.kankyou-hozen.jp>

東京支店・仙台支店・弘前営業所・青森営業所・八戸営業所・三重営業所

■建設コンサルタント登録 建28第10368号 ■一般建設業許可 とび・土工工事業・解体工事業
■土壌汚染指定調査機関 2017-2-0001 ■環境アセスメント調査 ■放射能測定 ■作業環境測定
■水質分析業務 ■アスベスト分析 ■ダイオキシン類分析 ■PCB分析 ■残留農薬分析
■その他の環境調査（土壌、廃棄物、悪臭、煤煙、大気等）



KANEKEN
KOUGYOU CO. LTD.



太陽、水、大地

自然にやさしくありたい
それが兼建興業のテーマです

ISO 14001:2015 取得
ISO 9001:2015 取得

株式
会社

かね けん
兼 建 興 業

代表取締役 兼 平 力

青森県弘前市大字兼平字猿沢26-1 TEL (0172) 82-2145(代) FAX (0172) 82-2141

信頼と技術で貢献する

■ 特定建設業 ■ 産業廃棄物処理業 ■ 一般運送業

株式会社 丸 源 産 業

代表取締役 工 藤 昭 義



〒038-3672

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川45番1号

TEL (0172) 73-3627番(代)

FAX (0172) 73-2731

一般区域貨物運送事業 産業廃棄物処理業 解体工事業

中 菊池トラック(株)

代表取締役 菊 池 秋 彦

むつ市横迎町2-12-3 TEL (0175) 23-0202(代) FAX (0175) 22-3693

＝人. 街. 自然. 地球. すべての環境との共生＝

産業廃棄物処理業収集運搬業(青森県, 青森市, 岩手県, 秋田県, 宮城県)

●特別管理産業廃棄物(含・特定有害産業廃棄物) 許可番号 00250017805(青森県)ほか

●産業廃棄物 許可番号 00200017805(青森県)ほか



有限
会社

東奥化学

事務所 〒030-0964 青森県青森市南佃2丁目7番5号

電話 017-765-1660 FAX 017-765-1667

e-mail too-kagaku@rapid.ocn.ne.jp



一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業

有限会社 東北クリーン



〒036-8374 弘前市大字土堂字早川276-1

TEL 0172-33-1919 FAX 0172-37-5442

URL <http://www.t-clean.jp/>

優良認定

- 産業廃棄物処分業
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業(青森市)
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業(青森県)
- 産業廃棄物収集運搬業(青森市)
- 産業廃棄物収集運搬業(青森県)

その他許可一覧

- フロン類回収業
- 引取業
- 解体業
- 破碎業
- 古物商



“限りある資源を大切に”

金属と自動車の総合リサイクル業

株式会社 青森資源

代表取締役 加賀谷 栄徳

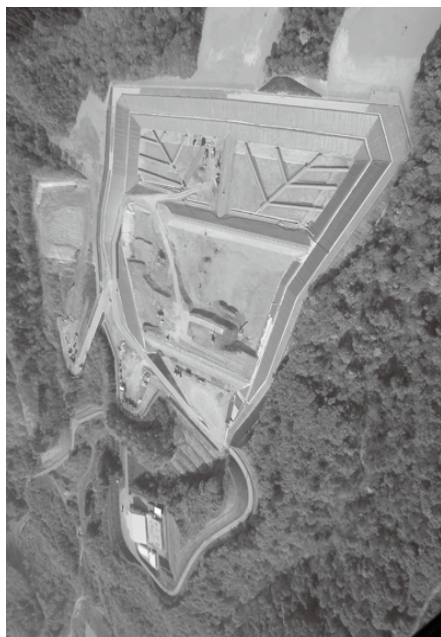
青森県青森市駒込栞ノ沢121-3

TEL 0120-8919-82 FAX 017-741-5256

<http://aomorishigen.com>



一般・産業廃棄物最終処分場・産業廃棄物収集運搬業



地域とともに豊かな生活環境を守る

<取扱品目>

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残渣
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・家畜ふん尿
- ・ばいじん
- ・13号廃棄物
- ・石綿含有廃棄物
- ・水銀使用製品産業廃棄物
- ・水銀含有ばいじん等
- ・廃石綿等【特別管理産業廃棄物】

本社 〒035-0011 青森県むつ市大字奥内字二又22番地

TEL 0175-26-2188 FAX 0175-26-2189

青森営業所 〒030-0861 青森県青森市長島1丁目3番22号長和ビルA-205

TEL 017-718-4901 FAX 017-718-4902

むつ事業所 〒035-0011 青森県むつ市大字奥内字二又山1番地 1

TEL 0175-26-2188 FAX 0175-26-2189

浪岡事業所 〒038-1303 青森県青森市浪岡大字徳才子字山本105-59

(積替保管施設) TEL 0172-55-5705 FAX 0172-55-5706



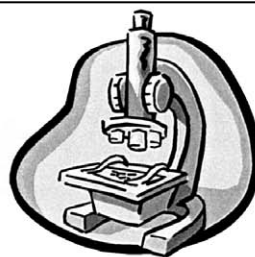
株式会社 青森クリーン

<http://www.aomoriclean.co.jp/>



豊かな自然を未来永劫に

ダイオキシン測定、アスベスト分析
その他 環境分析なら何でも



MCCユニテック株式会社

取締役社長 三 上 裕 司

〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-109 電話 0178-44-1113 FAX 0178-44-1799
<http://www.mcc-unitec.com> (左記ホームページの“お問い合わせ”ページからメール出来ます。)

1. 環境測定

- (1) 環境調査……………河川・湖沼・海域・地下水等の水質調査、環境大気調査
- (2) 公害測定……………排ガスの煤煙測定・ダイオキシン測定、工場排水の水質測定
騒音・振動測定、臭気測定
- (3) 作業環境測定…………有機溶剤・粉じん・特化物・金属の作業環境測定
- (4) 飲料水測定
- (5) 各種成分……………肥料・土壌等の調査
- (6) 環境アセスメント…………大気・水質・粉塵・騒音・振動等のミニアセス
- (7) そ の 他……………VOC 測定、アスベスト分析、製品中の微量金属測定、
各種法規対応相談等

2. 浄化槽及び下水道処理施設の維持管理

- (1) 下水道処理施設維持管理
- (2) 浄化槽保守点検
- (3) 水処理薬剤販売
(高分子凝集剤ダイヤブロック販売代理店)

Total Recycle Company

- 一般廃棄物 収集・運搬(八戸市・階上町・南部町)
- 産業廃棄物 収集・運搬(八戸市・青森県)
- 産業廃棄物 中間処理(発泡スチロール・廃プラスチック類)
- 資源リサイクル(古紙・金属等)

八戸市資源となる紙受入事業所
産業廃棄物再生事業者登録 青森県第1号

有限会社 柏崎清掃社

〒031-0023 八戸市是川字田中山24-23
TEL0178-96-2795 FAX0178-96-2373
URL <http://www.kashiwazakiseisousya.net>
E-Mail info@kashiwazakiseisousya.net



エコアクション21
認証番号 0011909



◇土木工事 ◇解体工事 ◇舗装工事 ◇とび・土工工事 ◇石油類販売業
◇一般・産業廃棄物収集運搬 ◇産業廃棄物中間処理業 ◇一般貨物自動車運送業

土 木

解 体

廃棄物

運 輸

石油販売

有限会社 小沢土木

代表取締役 小沢 セツ

本 社

八戸市大字鮫町字大草離 1 1 番地 1

TEL 0178-33-3087

FAX 0178-33-3099

中間処理施設

八戸市大字大久保字大山 6 2 番 1 9、6 2 番 2 0

TEL 0178-35-1925

鮫 給 油 所

八戸市大字鮫町字金屎 3 5 - 1 5 8

TEL 017-32-2767

Recycle More,
We Can.
SEINAN

 青南商事はラグビー女子日本代表を応援しています。

株式会社 青南商事 Tel.0172-35-1413 Fax.0172-35-1415 www.seinan-group.co.jp